

厚生労働大臣が別に定める要件(基準)

1号

建築物清掃業

- ・床面の清掃は、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。
- ・カーペット類の清掃は、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- ・日常的に清掃をしない箇所の清掃は、6ヶ月以内ごとに1回定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん・洗濯等を行うこと。
- ・建築物内で発生する廃棄物の分別・収集・運搬・貯留は、衛生的かつ効率的に速やかに処理すること。
- ・清掃用機械器具の保管庫は、定期的に点検し、必要に応じ、整備・取り替えること。
- ・廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備等の処理施設は、定期的に点検し、必要に応じ、補修し消毒すること。
- ・上記に掲げる清掃作業等の方法については、作業計画及び作業手順書を策定し、これらに基づき清掃作業等を行うこと。又、清掃作業の実施状況を3ヶ月以内ごとに1回定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ・清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)・業務の範囲及び委託する期間(以下「受託者の氏名等」という。)を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務内容を常時把握すること。
- ・建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2号

建築物空気環境測定業

- ・空気環境の測定は、「空気環境の調整・空気調和設備」の測定項目について行うこと。
- ・測定結果を5年間保存すること。
- ・測定に用いる測定器は、定期的に点検し、必要に応じ、較正・整備又は修理を行うとともに、点検等の記録を測定器ごとに整理して保管すること。
- ・空気環境の測定及び測定に使用する機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務内容を常時把握し測定結果は自ら保存すること。
- ・建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

3号

建築物空気調和用ダクト清掃業

- ・ダクトの配管系統・寸法・形状・材質を図面等により確認し、清掃をする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法で清掃すること。
- ・必要な場所にフィルムシートによる養生等をして、天井・壁・床・室内の備品等の汚損を防止すること。
- ・清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡で点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- ・清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃する等必要な措置を講ずること。
- ・清掃に用いる機械器具等は、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理すること。
- ・ダクト清掃作業及び使用する機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務の方法が基準に適合しているか常時把握すること。
- ・建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

- ・水質基準の事項について検査する場合は、水質基準に関する省令で定められた方法により行うこと。
- ・検査は試料の採取後速やかに行い、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。

4

建築物飲料水
水質検査業

- ・ 検査の結果を5年間保存すること。
- ・ 検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- ・ 検査に用いる機械器具等は、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理すること。
また、点検等の記録を機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- ・ 水質検査及び検査に使用する機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。
他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務の方法が基準に適合しているか常時把握し検査結果は自ら保存すること。
- ・ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

5

建築物飲料水
貯水槽清掃業

- ・ 受水槽の清掃後、高置水槽、圧力水槽等の清掃をすること。
- ・ 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈殿物質、浮遊物質、壁面等の付着物質を洗浄して除去し、洗浄用の水を完全に排除するとともに貯水槽周辺の清掃をすること。
- ・ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒をし、消毒終了後は消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- ・ 貯水槽内の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内の水について、次の事項の検査をして基準を満たしているか確認すること。

事 項	基 準
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上。 結合残留塩素の場合は1.5ppm以上。
色 度	5度以下であること。
濁 度	2度以下であること。
臭 気	異常でないこと。
味	異常でないこと。

- ・ 清掃に用いる機械器具等は、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理すること。
- ・ 貯水槽清掃作業及び清掃に使用する機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務の方法が基準に適合しているか常時把握すること。
- ・ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

6

建築物排水管清掃業

- ・ 排水管の清掃は、排水管の管径・長さ・材質及び排水の種類に応じ、適切な方法で行うこと。
- ・ 清掃の前後に排水管内部の閉塞状況を内視鏡で点検し、清掃の効果を確認すること。
- ・ 敷地内のマンホールを開放して作業をする場合は、安全標識を使用し十分な安全対策を取ること。
- ・ 清掃終了後は掃除口周辺の清掃をし、排水管の継ぎ目等から漏水が無いこと、トラップの封水が適切に保たれていることなどを確認すること。
- ・ 清掃に用いる機械器具等は、定期に点検し、必要に応じ、整備または修理すること。
- ・ 排水管清掃作業及び清掃に使用する機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務の方法が基準に適合しているか常時把握すること。
- ・ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

- ・ ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- ・ 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。

7号

建築物ねずみ・ 昆虫等防除業

- ・ 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- ・ 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- ・ ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- ・ 防除作業に用いる機械器具等は、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理すること。
- ・ ねずみ等の防除作業及び防除作業に使用する機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務の方法が基準に適合しているか常時把握すること。
- ・ 建築物維持管理権原者又は建築物衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

8号

建築物環境衛生 総合管理業

- ・ 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、「1号建築物清掃業」で掲げる要件を満たしていること。
- ・ 空気清浄装置のろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- ・ 冷却加熱装置の運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄または取替えを行うこと。
- ・ 加湿減湿装置の運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- ・ ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 送風機及び排風機の送風量又は排風量の測定及び作動状況を、定期に、点検すること。
- ・ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。
- ・ 自動制御装置について、隔測温湿度計検出部の障害の有無を定期に点検すること。
- ・ 機械換気設備の維持管理
 1. 空気清浄装置のろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
 2. ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 3. 送風機及び排風機の送風量又は排風量の測定及び作動状況を、定期に、点検すること。
- ・ 空気環境の測定及び測定用機械器具等の維持管理の方法が、「2号建築物空気環境測定業」で掲げる要件を満たしていること。
- ・ 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ被覆その他の補修等を行うこと。
- ・ 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を充分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、「貯水槽の水張り終了後」と同様の措置を講ずること。
- ・ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フロート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。
- ・ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- ・ 給水システムの配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- ・ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ・ 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- ・ 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。
- ・ 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ・ トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期に確認すること。
- ・ 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ・ 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の色・濁り・臭い・味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。
- ・ 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理、飲料水の水質検査とこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者の業務の方法が基準に適合しているか常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。
- ・ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。